

## 特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼安全衛生管理規程

### (趣旨)

第 1 条 この訓令は、職員の安全と健康を確保するための組織に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この訓令における職員は、常時勤務する職員をいう。

### (所長の責務)

第 3 条 所長は、所属職員の安全と健康の保持及び増進に努めなければならない。

### (職員の責務)

第 4 条 職員は、所長その他安全衛生管理に携わる者が、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)及びこの訓令に基づいて講ずる安全と健康を確保するための措置に協力するよう努めなければならない。

### (衛生推進者)

第 5 条 すまいるネット南魚沼に法第 12 条の 2 に定めるところにより衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、職員のうちから規則第 12 条の 3 に定めるところにより、理事長が選任する。

3 衛生推進者は、理事長の指揮を受け、法第 10 条第 1 項各号に掲げる業務のうち衛生に係る業務を担当する。

### (衛生主任者)

第 6 条 各クラブに衛生主任者を置く。

2 衛生主任者は、各クラブの所長をもって充てる。

3 衛生主任者は、衛生推進者の指揮を受け、衛生推進者の職務を補助する。

### (衛生管理部会)

第 7 条 職員の健康を確保するため次に掲げる事項を調査審議し、理事長に意見を述べるため、すまいるネット南魚沼衛生管理部会(以下「部会」という。)を置く。

(1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

2 部会は、次に掲げる者で組織する。

(1) 衛生推進者

(2) 衛生主任者

議長及び議長代理)

第 8 条 部会に議長を置き、前条第 2 項第 1 号の衛生推進者をもって充てる。

2 議長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する部員が、その職務を代理する。

(会議)

第 9 条 部会は、衛生推進者が招集する。

2 部会は、部員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 10 条 部会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第 11 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。